

知っておきたい保険のはなし

猫劇場

～自転車ヘルメット着用努力義務化！編～

じゅじゅ
寿寿
しっかり者の
お姉さん猫



はっば
わがまま、
気まぐれな
妹猫

知っておいたら役に立つ保険の知識。でも、難しくてよく分からない…。そんな保険のおはなしを、寿寿とはっばが分かりやすく解説します。

監修／アストのほけん



4月1日から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたの。知ってたかしら？

これまで自転車に乗る際のヘルメットの着用については「法律では13歳未満の子どもの対象に保護者が着用させるよう努めなければならない」とされていたの。しかし、大人を含めて着用を習慣づけてもらうことで事故による被害を最小限に抑えよう！という動きがあって、今回法律が改正されたのよね。



そうだったの？知らなかったにや。
でもさ、ヘルメットって自転車でも必要なの？



自転車に関係する重大事故は、全国各地で相次いでいるの。警察庁によると、令和3年の1年間に自転車に関係する事故は全国で6万9694件。これは、交通事故全体のおよそ23%を占めるの。交通事故のうち自転車事故の占める割合は、年々増加傾向にあるんだとか。また、亡くなった人は令和3年までの5年間で2145人。このうち6割が頭部のケガが致命傷だったんですって。ヘルメットを着用していなかったケースの致死率は、着用していたケースの実に2.6倍以上！着用していないと頭蓋骨を折るなどの大けがにつながり、死亡のリスクが大幅に高まってしまうのよ。



うわ、そんなに……?! それは、確かに必要かもだわね。
あれ？てかさ!! 自転車ノーヘル状態で事故ったら、自転車保険でどうなるの？やっぱ、おらないの……？



そう思うわよね。多くの保険は「故意または重大な過失があった」場合

には保険が支払われないとされているの。

まだ努力義務の段階のヘルメット着用。ヘルメット未着用で自転車に乗っていて怪我をした場合でも、今まで通り保険金は支払って貰えるから安心してね。



そうなんだ、良かった……て、あれ？
じゃあ努力義務って、そもそもなんなの？



義務とはついていないけれど、努力義務には実は強制力や拘束力は無いの。あくまでも「その人の努力に委ねられている」ということ。だからヘルメットを着用していなくても、罰金や罰則・違反点数は無いのよね。実はね、かつては「バイク（原付）もヘルメット着用は努力義務だった」という過去があるのよ。原付は、昭和61年7月5日に道路交通法が改正されヘルメット着用が義務化。それまでは努力義務だったの。



え!?! ビックリ!! 原付のヘルメットなんて今は常識じゃない?
そう考えると、自転車もそのうちヘルメット着用が義務化になるかもよね。



その通りね。自転車保険も、今後自転車のヘルメット着用が罰則規定のある完全義務化となった場合には「頭部の怪我については補償対象外」となる可能性は十分あるから注意が必要ね。
ヘルメット未着用は今のところ罰則はないけれど、ヘルメット未着用での自転車事故の死亡リスクがとってても大きいのは事実。もちろんヘルメットも努力義務ではあるけれど、着用するのがベストよね。



みんな、改めて自転車事故について、考えてみてにゃ!!